

成年後見制度 選挙権認める



判決後、支援者らにかまれる原告の名児耶匠さん(左端)と母親。14日、東京地裁前

家族と投票いききたい

成年後見人をつけると選挙権が失われることをご存じですか。この公職選挙法の規定は憲法に違反するとの知的障害のある女性の訴えを裁判所が全面的に認めました。成年後見人が付いている高齢者や障害者は13万人超。一刻も早い法改正が求められます。

岩井亜紀記者

茨城・牛久
名児耶匠さん

19日の国会で開かれた集会で茨城県牛久市の名児耶匠(なごや)さん(50)はこううたい

うりました。「3人で(選挙に)行きます。ありがとうございます。います。」父親の清吉さん(81)は「みんなに後押ししてもいいよ」とも動かし始めましたと笑顔で話

成年後見制度は、明治以来の禁治産制度の廃止に伴い、2000年に始まり、2009年に知的障害など判断能力が十分でない人の自己決定を尊重し、財産管理や契約の不利益を被らないよう保護、支援するのが目的。家裁に選任された後見人が本人の代わりに財産を管理したり、契約を結ん

だりします。本人の人権より家保保護を重くみた禁治産制度にたいし、成年後見制度は自己決定権を尊重し、障害がある人が障害のない人と等しく社会で暮らせるようにと導入されました。

見人になりました。「娘が必要最低限の支援を受けながら自立した暮らしをするには、必要な制度だと思った」と振り返ります。

その後行われた選挙で匠さんの分だけ選挙権がきが届きませんでした。「衝撃的で、がくせんと思いました」と清吉さんは

話します。旧禁治産制度では禁治産者に選挙権を認めていませんでした。成年後見制度になったにもかかわらず公選法の規定では、旧禁治産制度を引き継ぎ「選挙権を有しない」対象に「成年被後見人」を入れていたからです。

匠さんは20歳になってから選挙公報を熱心に読み、選挙を一度も棄権しなかったことありませんでした。「選挙は大事なことで、棄権はキケンだよ」と清吉さんが伝えていたからです。

「娘の人権を守る」と後見人になったはずなのに、人権侵害の片棒を担いでしまい、その罪悪感に押しつぶされそうだったと清吉さん。「国会でこんな変な法律はすぐと改正してくれるだろう」と思っていたのだけれど、いつまでたっても動かなかったと語ります。

11年2月、匠さんを原告に東京地裁に、公選法

の規定は憲法違反だとの訴えを訴えました。多くの人が訴訟を支援し、41万人を超す署名も集まりました。

そして14日。東京地裁の定塚(じょうづか)誠裁判長は、公選法の規定は「憲法で無効」だとして、匠さんの選挙権を認める判決を出しました。

判決で定塚裁判長は匠さんに「この語りかけを、一人ひとりが胸を張って、良い人生を送ってほしい」と訴えを支援してきた、ろう重復障害者施設施設長・花田克彦さんは「仲間としていっしょに投票にいける日を待ちたい」といいます。施設に50人いる仲間うち6人が、後見人がついていたため選挙権を奪われていました。

はく奪は違憲で無効 東京地裁が判決

日本共産党参院議員
井上哲士さん

東京地裁判決は、障害者の社会参加を促進する上でも画期的な判決です。

私は2年前にも国会でこの裁判のことを取り上げ、公職選挙法の改正を求めました。



21日の法務委員会では、「違憲で無効」とした東京地裁判

決を重く受けとめて、控訴の断念と速やかな公選法改正をすべきだと迫りました。

与党でも公選法改正の必要性では一致しています。公選法を改正し、原告はじめ多くの方が今度の参院選に投票できるよう、超党派で取り組みます。

公選法改正を早く

末時忠